

## あとがき

「堀米四郎兵衛文書」の四郎兵衛は同家六代の当主で、その遺族十代耕平氏（東京都練馬区向山町一六〇六番地に現住）の玄祖父に当り、明治廿三年七月に六十六才でなくなられた人である。当時柴橋代官の支配地であった幕府領松橋村（沢畑部落をも含む）の名主を務めていたので柴橋役所宛のものが大部分であるのもその為である。

○

文書の内容を理解するたすけにもなるうかと、こゝで「名主」の役割について解説することにした。「名主」は近世に於ける地方役人の一つであつて代官、郡奉行の支配を受け領主側の支配機構と農民側との接觸点たる村役人の長であつて奥西地方では「庄屋」と呼んでいる。

中世の荘園制に由来したもので戦国時代には名主（庄屋）年寄、小百姓と連署したものである。伝統の土豪や草分百姓（草莽の荒野を切り開いて定着し）が近世村落の形成によって代官領主から世襲的に任命されていたものであるが名主役をめぐる争が激しくなつたところでは所謂リコール運動によつて年番制、輪番制、一代限り制、入札制などを実施していたところもあるようになった。

×

名主は一村一人が普通であるが一村が数人の領主に分割支配される時にはその数に応じて名主がおかれることがあつた。

名主は給料として給米或いは年貢免除の特典を受け経済的にも他の村民に優越している。また彼等の中には名字帯刀を許される者もあり、そうなるとその権威は一層高まつた。

堀米四郎兵衛はその一人であって今にのこる旧宅の構えを見ても当地方としては相当な権威を持っていたことが察しられる。

x

又この名主の下に「組頭」があった。「年寄」又は「長百姓」などの称もある。元末五人組の頭から出たものらしい。名主の事務を助けるもので、その人数は不定で役料があるのが普通である。給米ではなく引高が多い。

組頭は交代制で送挙による場合と名主の指定による場合とがある。名主の送出には代官所の許可を要したが、組頭は届出ればよかった。

○

最後に、この文書は、

「一」の天保七年（一八三六年）から「一九」の慶応四年（一八六八年）で九十一年前まで僅かに三十二年にわたる短い年間のものであるが、国史上所謂幕末の混乱期に於ける世相が東北辺陬の我が郷土の生活にも何かと影響を与えていることが読みとられる資料の一つであることを附記しておく。

——以上の解説は郷土史辞典と近世地方史研究によったものである——

委員 堀 口 昌 吉